

電子処方箋管理サービス利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）において維持・運営する電子処方箋管理サービスを用いた電子的な処方箋運用、重複投薬等チェックの結果の閲覧及び処方・調剤情報の閲覧サービスに係る利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定により、地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた病院、診療所又は薬局
- 二 本システム 実施機関が提供する電子処方箋管理サービス
- 三 本サービス 本システムを用いた電子的な処方箋運用、重複投薬等チェックの結果の閲覧及び処方・調剤情報の閲覧サービス
- 四 サービス利用者 本サービスの提供を受ける医療機関等
- 五 患者 医療機関等から医療行為等を受けようとする者
- 六 オンライン資格確認等システム オンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、診療情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステムの総称
- 七 オンライン請求システム 診療報酬明細書・調剤報酬明細書（レセプト）等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム
- 八 オンライン請求ネットワーク 本システム、オンライン資格確認等システム、オンライン請求システムに接続するための回線・機器
- 九 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項で規定する電子署名
- 十 重複投薬等チェック 100日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複又は併用禁忌の有無を確認する機能
- 十一 処方・調剤情報 本システムに保存される情報（発行された処方箋における処方情報及び発行された処方箋に対して薬局が調剤した薬剤の情報）から、医療機関等及び患者からの照会等を目的として抽出された薬剤の情報の総称
- 十二 顔認証付きカードリーダー 公的個人認証サービスに対応し、マイナンバーカードに

- 格納されている写真のデータを用いて顔認証を行う、支払基金が認定したカードリーダー
- 十三 汎用カードリーダー 公的個人認証サービスに対応したICカードリーダー（顔認証付きカードリーダーを除く。）
- 十四 訪問診療等 訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問歯科衛生指導、往診等も含む居宅での医療提供の総称
- 十五 オンライン診療等 オンライン診療及びオンライン服薬指導の総称
- 十六 マイナ在宅受付Web 訪問診療等・往診・オンライン診療等の際に居宅等において実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報等の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等を可能とするインターネット上におけるオンライン資格確認用Webサービス
- 十七 医療機関等向けポータルサイト 医療機関等が本サービスの利用に係る申請や問合せを行うことができるポータルサイト
- 十八 資格確認端末 オンライン請求ネットワークに接続し、オンライン資格確認等システム及び本サービスを利用するためのアプリケーションをインストールした端末
- 十九 電子カルテシステム 患者の診察内容や診断結果等を電子的なデータとして保存できるシステム
- 二十 調剤システム 薬局のレセプトコンピュータ用端末や電子薬歴システムの総称
- 二十一 レセプトコンピュータ用端末 医療機関等が診療報酬を請求するためにレセプトを作成することができる端末
- 二十二 閲覧用端末 資格確認端末相当のセキュリティ基準を満たす、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報等・処方・調剤情報を閲覧するための端末
- 二十三 端末機器 資格確認端末やレセプトコンピュータ用端末等、医療機関等が保有する端末全体
- 二十四 モバイル端末 居宅等への訪問時においてオンライン資格確認等を行うための医療機関等が保有するスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末（業務用のみに用いる端末であることが望ましい。）
- 二十五 処方箋情報 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第21条に規定する処方箋の記載事項
- 二十六 電子処方箋ファイル 本システムにおいて、患者が電子処方箋を選択した場合に、病院又は診療所が作成し、医師又は歯科医師の電子署名を付与した上で、本システムに登録する処方箋情報を記録したファイル
- 二十七 処方箋情報提供ファイル 病院又は診療所が作成し、本システムに登録する処方箋情報を記録したファイル
- 二十八 調剤情報提供ファイル 薬局が作成し、本システムに登録する薬剤師法（昭和35

年法律第146号)第26条に規定する事項及び薬局が調剤した結果(医薬品名称、用法・用量等)を記録したファイル

二十九 オンライン資格確認等システム用アカウント オンライン資格確認等システムの利用に当たって医療機関等が発行する各種アカウントの総称

三十 薬剤情報 医療機関等より提出されたレセプトから抽出した診療(調剤)の医薬品データであって、オンライン資格確認等システムに保存されたもの

(本規約の適用)

第3条 本規約は、実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。

2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本システム利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとして実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。

(通知・情報提供)

第4条 本サービスに関する通知その他本規約に定める実施機関からサービス利用者に対する情報提供・通知等は、医療機関等向けポータルサイトを介して行う方法等その他実施機関の定める方法によって行うものとします。

2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、実施機関からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

(本規約の改正)

第5条 実施機関は、必要があると認める場合は、本規約を改正することがあります。この場合、実施機関は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を改正する旨、改正の内容及びその効力発生時期を医療機関等向けポータルサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

2 前項による改正後に、サービス利用者が本サービスの利用を継続した場合は、当該サービス利用者は改正後の本規約に同意したものとみなします。

(知的財産権)

第6条 実施機関がサービス利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、実施機関又は実施機関に当該権利を許諾する第三者に帰属するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第7条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

- 2 本サービスの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第8条 本規約の解釈について実施機関とサービス利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第2章 本規約の同意等

(利用申請)

第9条 本サービスの利用を希望する医療機関等は本規約の内容に同意の上、利用申請を行うものとし、利用申請を行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。利用申請は、次項の承諾拒絶又は留保の通知がない限り、承諾されたものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、実施機関は当該利用申請の承諾を拒絶又は留保できるものとします。なお、実施機関が申請の承諾を拒絶又は留保する場合、その旨を実施機関は申請者に通知するものとします。

一 申請者が実在しない場合

二 実施機関所定の申請フォームに虚偽の記載又は記入漏れがある場合

三 申請者又はその代表者若しくは役員等において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員等をいう。)に該当する、又はそのおそれがある場合

四 前三号に掲げるほか、実施機関が不適当と判断する相当の理由がある場合

- 3 実施機関は、患者が容易に本サービスを利用することが可能な医療機関等を確認できるよう、当該医療機関等の名称を公表することができます。

(本規約の遵守)

第10条 サービス利用者は、本システムの利用に当たって本規約及び「オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守するものとします。また、本規約のほか「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、「電子処方箋管理サービスの運用について」、「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従い、適切に本サービスを利用するものとします。

(本サービスの変更)

第11条 実施機関は、本サービスの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、追

加・変更前の本サービス全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

(本サービスの休止等)

第12条 実施機関は、本システムの維持、補修等の必要がある場合、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延が生じた場合、その他理由のいかんを問わず、その裁量により、サービス利用者への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

第3章 サービス

(電子的に処方箋を運用するための機能の提供)

第13条 実施機関は、医療行為等に活用することを目的として、本システムを用いて、サービス利用者が電子的に処方箋を運用するための次に掲げる機能を提供します。

- 一 医師又は歯科医師が発行する電子処方箋ファイルの保存
- 二 病院又は診療所の作成する処方箋情報提供ファイルの保存
- 三 電子処方箋ファイル又は処方箋情報提供ファイルのこれらのファイルに係る調剤を行う薬局への提供
- 四 薬局が作成する調剤情報提供ファイルの保存
- 五 処方箋を発行した病院又は診療所への当該処方箋に紐づく調剤情報提供ファイルの提供

(重複投薬等チェックの結果の提供)

第14条 実施機関は、医療行為等に活用することを目的として、本システムを用いて、サービス利用者に対して重複投薬等チェックの結果を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、患者が第21条第1項の同意をしていない場合においては、実施機関は、サービス利用者に対し、重複投薬等チェックの結果として、重複投薬等チェックの該当の有無のみを提供し、これに関連する処方・調剤情報は提供しないものとします。

3 前二項の規定により提供する重複投薬等チェックの結果は、サービス利用者が行う医療行為等の参考に供することのみを意図して提供されるものであり、実施機関は、重複投薬等チェックの結果に基づいてサービス利用者が行う医療行為等に対し、責任を負わないものとします。

(処方・調剤情報の提供)

第15条 実施機関は、医療行為等に活用することを目的として、本システムを用いて、サービス利用者に対して患者の処方・調剤情報を提供します。

2 前項の規定による患者の処方・調剤情報の提供は、サービス利用者が第20条により電

子処方箋ファイル若しくは処方箋情報提供ファイル又は調剤情報提供ファイルを本システムに送信すること及び第14条により重複投薬等チェックの結果の提供を受けることを条件として行われるものです。

- 3 サービス利用者において、前項の条件を満たすことなく、患者の処方・調剤情報の閲覧のみを行う場合、実施機関は本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

(利用時間・日程)

第16条 本システムの利用可能時間及び利用可能日程は、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含む24時間365日とします。

- 2 実施機関が設置、運用するヘルプデスクにおけるオペレーターによる電話受付可能時間は、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き、平日は8:00～18:00、土曜日は8:00～16:00とします。

(委託)

第17条 実施機関は、本サービスの提供に関する業務の一部を、サービス利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、実施機関は責任をもって適切な委託先を選定し、実施機関が本規約に基づき負う責任と同等の責任を委託先に負わせるとともに、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

- 2 サービス利用者は、法令(医師法、薬剤師法その他の関係法令を含むが、これらに限られません。)の認める範囲で、本サービスの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、サービス利用者は責任をもって適切な委託先を選定し、サービス利用者が本規約に基づき負う責任と同等の責任を委託先に負わせるとともに、当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

第4章 サービス利用者の義務等

(本サービス利用のための設備設定)

第18条 サービス利用者は、電子的な処方箋運用、重複投薬等チェックの結果の閲覧及び処方・調剤情報の閲覧に係る業務遂行上、支障がないように環境を整備した上で、適切に本サービスを利用するものとします。

- 2 サービス利用者は、オンライン資格確認等システム利用規約に同意し、同システムに係るマスタアカウントの取得その他の利用環境を整備した上で、本サービスを利用するものとします。
- 3 サービス利用者は、第14条及び第15条に規定する患者の重複投薬等チェックの結果又は処方・調剤情報の提供を求める場合、端末(資格確認端末、電子カルテシステム、調剤システム、レセプトコンピュータ用端末、閲覧用端末等)を用いて利用するアプリケーション

によるアクセス制限を行い、医師、歯科医師、薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与された者のみが、患者の重複投薬等チェックの結果又は処方・調剤情報を閲覧できるようにしなければなりません。

- 4 サービス利用者は、使用する端末機器から本システムに接続されるまでの電気通信回線を整備する必要があります。

（電子署名の付与）

第19条 病院又は診療所は、電子処方箋ファイルに対し、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の要件を満たす方法により、その医師又は歯科医師に電子署名をさせるものとします。

- 2 薬局は、薬剤師が電子処方箋ファイルにより調剤を行った場合、その調剤に係る調剤情報提供ファイルに対し、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の要件を満たす方法により、その薬剤師に電子署名をさせるものとします。

（本システムへのファイル送信）

第20条 サービス利用者である病院又は診療所は、患者へ電子処方箋を発行した場合においては、本システムに対し、電子処方箋ファイルを送信するものとします。また、患者へ紙の処方箋を発行した場合においては、本システムに対し、処方箋情報提供ファイルを送信するものとします。

- 2 サービス利用者である薬局は、電子処方箋により患者へ調剤を行った場合だけでなく、紙の処方箋により患者へ調剤を行った場合においても、本システムに対し、調剤情報提供ファイルを送信するものとします。

（処方・調剤情報の閲覧に係る同意取得）

第21条 第15条の規定に基づいて、サービス利用者が処方・調剤情報の提供を求める場合、サービス利用者は、次に掲げるいずれかの方法により、患者から閲覧の同意を取得する必要があります。この場合において、処方・調剤情報の閲覧の同意は、薬剤情報の閲覧の同意と合わせて、患者から取得するものとし、サービス利用者は、同意の取得にあたって、患者が同意に係る判断を行うために必要と考えられる十分な情報を提供するものとします。

- 一 支払基金が認定した顔認証付きカードリーダー及びマイナンバーカードを用いて、同意情報をオンライン資格確認等システムに伝送する方法
- 二 サービス利用者において薬剤情報及び処方・調剤情報の閲覧に関する説明を患者に行った上で、医療機関等向けポータルサイトに掲げている書面を参考とした書面等を用いて取得する方法
- 三 マイナ在宅受付Web及びマイナンバーカードを用いて、同意情報をオンライン資格確認等システムに伝送する方法

- 2 前項の規定にかかわらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は処方・調剤情報の提供を求めることができます。また、同様の場合において、患者の生命、身体の保護のために処方・調剤情報を取得する必要がある場合であって、患者から口頭で同意を取得することが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、同意の取得は必要ありません。
- 3 前項の場合は、第18条第3項に規定する者のほか、オンライン資格確認等システム用アカウントのうち医療情報閲覧アカウントを持つ者においても、処方・調剤情報の提供を求めることができます。この場合、端末（資格確認端末、電子カルテシステム、調剤システム、レセプトコンピュータ用端末、閲覧用端末等）を用いて利用するアプリケーションによるアクセス制限を行うことなく、資格確認端末によっても処方・調剤情報の提供を求めることができます。

（サービス利用者の責任）

第22条 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

- 2 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で実施機関に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

（バックアップ）

第23条 サービス利用者は、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

（禁止事項）

第24条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（電子的な処方箋運用及び医療行為等への活用。以下「本目的」という。）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第21条第2項の場合を除いて、患者の同意なく処方・調剤情報を閲覧する行為
- 三 本システム上で管理されているデータを、本目的から外れて変更する行為又はそのおそれがある行為
- 四 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為
- 五 本規約上の地位を第三者に承継させ又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供する行為
- 六 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 七 公序良俗に反する行為

- 八 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
 - 九 本システムの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為
 - 十 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為又はそのおそれがある行為
 - 十一 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
 - 十二 前各号に掲げる行為以外に、他のサービス利用者の本システムの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- 2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(利用規約に違反した場合の措置)

- 第25条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。
- 2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。
- 3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
 - 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- 4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

第5章 実施機関の義務等

(善管注意義務)

- 第26条 実施機関は、サービス利用者が本システムの利用に適した環境を整備するほか本規約を遵守することを前提に、善良なる管理者の注意をもって、本サービスを正常に提供

するものとします。

- 2 実施機関は、サービス利用者が本サービスを享受する上で十分なサービスレベルを満たすよう、本サービスの提供に当たり合理的な努力をするものとします。
- 3 実施機関は、本サービスに重大な瑕疵が認められた場合、合理的な範囲内において、本サービスの修正又は契約不適合の除去等を行うように努力をするものとします。

（保証の制限）

第27条 サービス利用者の資格確認端末及び閲覧用端末において、実施機関が推奨するOSや提供するソフトウェア等以外のものが使用又は併用された場合、実施機関は、本サービスの正常な動作を保証しかねます。

（個人情報の管理）

第28条 実施機関は、本システムにおいて管理される個人情報を、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」という。）に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

- 2 実施機関は、本サービスの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、実施機関の責任の下で速やかに破棄するものとします。

（サービス利用者が登録したデータの管理）

第29条 実施機関は、サービス利用者が登録したデータに関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

- 2 実施機関は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、サービス利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

（情報伝達の責任分界）

第30条 本サービスの利用における情報伝達に関する実施機関の責任範囲は、照会要求等を本システムにて受領してから、当該照会に従って本システムが取得した情報を送信し、当該情報が端末機器に到達するまでとします。

- 2 本サービスの利用における情報伝達に関するサービス利用者の責任範囲は、サービス利用者の有する端末機器から照会要求等を本システムに向けて送信し本システムが受領するまで及び本システムから送信された情報を端末機器において受領・取得して以降とします。

(通信経路の責任分界点)

第31条 本サービスの利用における通信経路に関する実施機関の責任範囲は、サービス利用者の準備した電気通信回線と実施機関の準備した電気通信回線との接続地点から本システムまでの範囲とし、当該責任範囲で障害が発生した際の対処及び情報の管理については、実施機関が責任を負うものとします。

2 本サービスの利用における通信経路に関するサービス利用者の責任範囲は、サービス利用者の準備した電気通信回線と実施機関の準備した電気通信回線との接続地点からサービス利用者の端末機器までの範囲とし、当該責任範囲で障害が発生した際の対処及び情報の管理については、サービス利用者が責任を負うものとします。

(運用・保守の責任分界点)

第32条 実施機関は、本システムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

2 サービス利用者は、資格確認端末の運用・保守に関して、責任を負うものとします。ただし、実施機関が作成する資格確認端末にインストールされるソフトウェアの更新ファイルの作成は、実施機関が責任を負うものとします。また、当該ソフトウェア(顔認証付きカードリーダーベンダーが作成するソフトウェアを含む。)及びそのセキュリティパッチについては、資格確認端末に搭載される場合に限り、実施機関が必要な提供を行い、サービス利用者が適用するものとします。

3 サービス利用者は、顔認証付きカードリーダー及び汎用カードリーダー並びにマイナ在宅受付Webを利用するモバイル端末の運用・保守に関して、責任を負うものとします。

第6章 免責等

(免責)

第33条 実施機関は、本サービスに関し、サービス利用者の利用目的との適合性、提供する情報の正確性を含む一切の事項について保証せず、サービス利用者はこれを了解するものとします。

2 本規約の他の規定にかかわらず、実施機関は、本サービスの内容変更、中断・停止、休止、利用制限又は終了によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

3 前項のほか、実施機関は、天災地変その他の不可抗力によって本サービス提供の履行が妨げられた場合、当該不可抗力によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。また実施機関は、自己の責めに帰すべき事由により、本サービスに関してサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由について実施機関に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。

4 前項の責任を負う場合であっても、実施機関の賠償責任の範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。サービス利用者の事業機会の損失、逸失利益、

データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、実施機関は賠償責任を負いません。また、サービス利用者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、実施機関は賠償責任を負わないものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第34条 実施機関は、保健医療の普及・向上に資する統計調査・解析等のため、システム利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、サービス利用者は、これに同意するものとします。

- 2 実施機関が前項に規定する証跡ログの作成等を行う場合には、個人情報保護法第36条及び第37条における個人情報取扱事業者に関する規定に準拠し、必要な対応を行うものとします。
- 3 実施機関は、第1項に規定する証跡ログの作成等に関して、前項の必要な対応を行わないことによる重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
- 4 実施機関は、第1項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

附則 抄

- 1 本規約は、令和4年10月3日から施行します。
- 2 本規約は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第47号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行期日までに、当該規定の施行に伴う所要の改定を行います。

附則 抄(一部改定)

- 1 本規約は、令和5年1月26日から施行します。

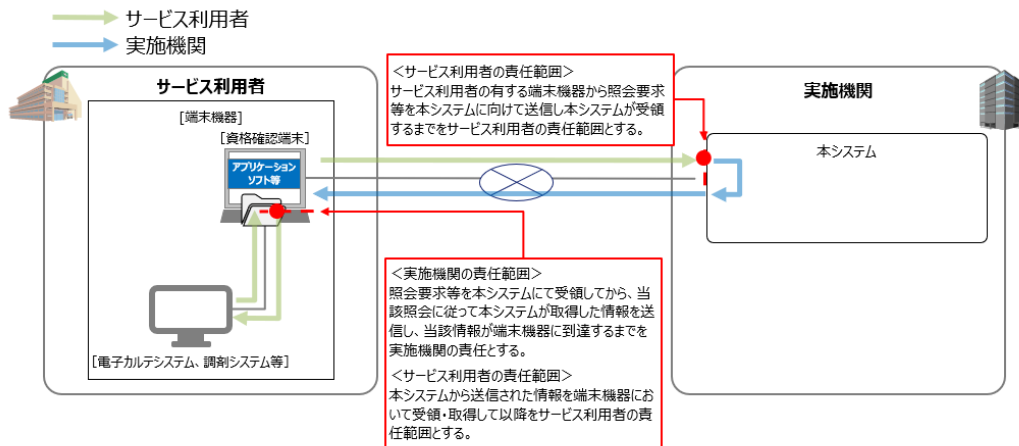
附則 (一部改定)

- 1 本規約は、令和5年11月30日から施行します。
- 2 第21条第1項第3号に掲げる方法は、医療機関等向けポータルサイトに別途お知らせするマイナ在宅受付 Web の運用開始日までの間においてはテスト利用とします。この場合において、当該利用については、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用する。

責任分界点図

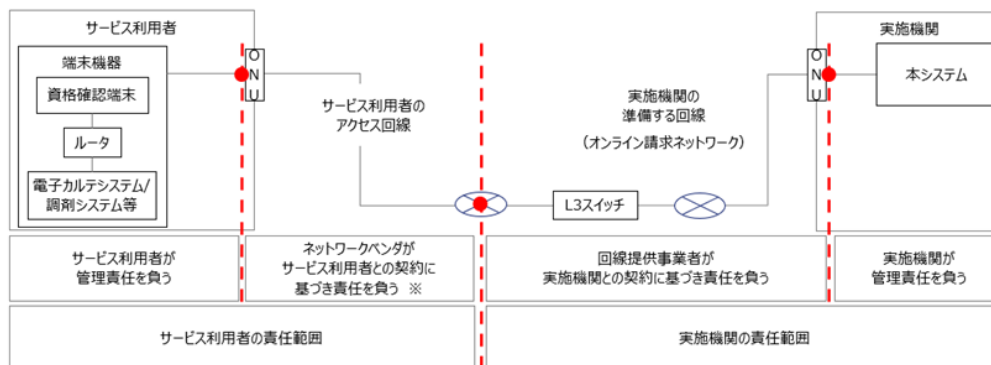
①情報伝達の責任分界（第30条関連）

- 情報伝達に係る責任分界は、以下のとおり。



②通信経路の責任分界点（第31条関連）

- 通信経路に係る責任分界は、以下のとおり。



※ネットワークベンダの責任範囲は、サービス利用者ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。